

個別労働紛争解決促進法 の施行状況について

平成24年10月
厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設等により総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

2 概要

(1) 紛争の自主的解決

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(3) 都道府県労働局長による助言及び指導

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

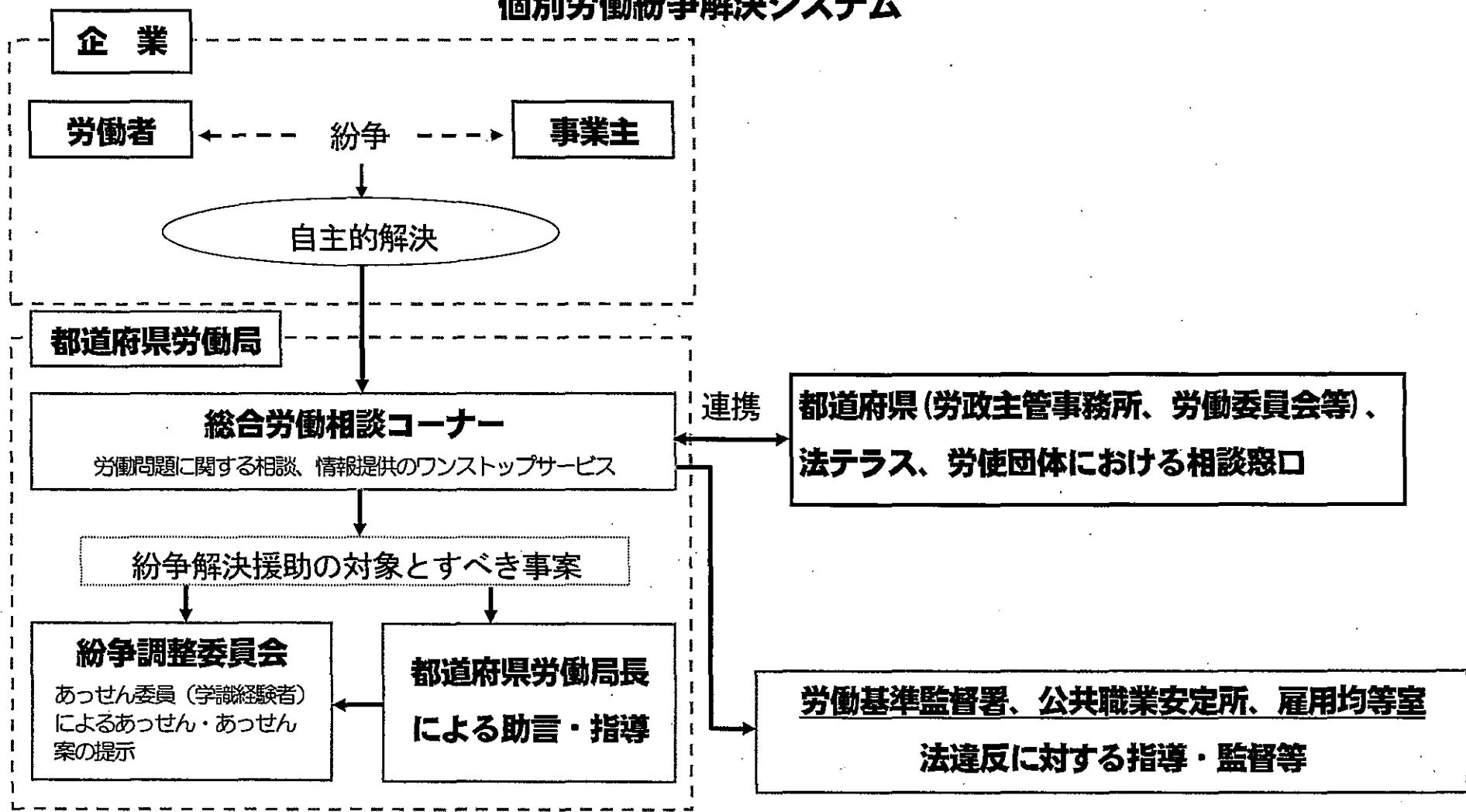
(5) 地方公共団体の施策等

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

※ 労働関係調整法第6条に規定する労働争議に当たる紛争、特定独立行政法人等の労働関係に規定する法律第26条第1項に規定する紛争、雇用均等室で取り扱う男女雇用機会均等法第16条に規定する紛争、パートタイム労働法第20条に規定する紛争、育児・介護休業法第52条の3に規定する紛争については対象とされていない。

個別労働紛争解決システム



※ 紛争調整委員会とは

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者によりあっせんを行うために組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員（約380名）のうちから事案ごとに指名される3名のあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

助言・指導

- 事実関係を調査・整理した上で、法令・判例等に基づき、また、必要に応じて専門的知識を有する者の意見等を参考に、紛争当事者に対し、問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進する。

あっせん

- あっせん申請を受けた場合に、紛争解決のため必要があるときは、労働局長は紛争調整委員会にあっせんを委任する。委任を受けた紛争調整委員会会長は、担当するあっせん委員3名を指名する。
- あっせん委員は、紛争当事者の双方から事情を聴取し、双方の主張の要点を確かめ、まずは当事者の話し合いによる自主的な解決を促す。また、必要に応じ、関係労使からの意見聴取、事案の解決のため、必要なあっせん案を作成する。
- 紛争当事者双方が歩み寄り、合意が成立した場合は、あっせんは終了する。また、合意が成立しない場合や紛争当事者の不参加の場合には打ち切りとなり、あっせんは処理終了する。

助言・指導及びあっせんの事例

【助言・指導の例】

事例：いじめ・嫌がらせに係る助言・指導

事案の概要	申出人は、同僚の労働者より、不必要な雑用をさせられたり、許可するまでトイレに行かせない等の嫌がらせを受けた。また、仕事がないからとい う理由で勤務シフトを組まれないこともあった。 <u>このような、いじめ・嫌がらせを止めさせて欲しいこと、適切な勤務シフトを組んで欲しいことを求めて、助言指導を申し出たもの。</u>
助言・指導の内容・結果	労働局長による助言・指導により、 <u>当事者による話し合いによる解決を促したところ、迅速に話し合いがもたれた。</u> その結果、事業主側は申出人の言う、いじめ・嫌がらせがあったことを認め、謝罪するとともに、今後は、申出人の意向を考慮した勤務シフトを組むようにすることになった。

【あっせんの例】

事例：整理解雇に係るあっせん

事案の概要	申請人は、5年前から〇〇会社△△営業所の正社員として勤務していたが、業績不振を理由に△△営業所が閉鎖となり、解雇を通告された。 業績不振というが、近隣の地域の他の営業所に配置転換となった同僚が何人もいて、申請人は、自分が整理解雇される理由がわからず、また解雇に関する説明を求めて「あなたに働いてもらう場所がないから」と言われるだけであった。 <u>申請人としては、〇〇会社が解雇を回避する努力を十分に行ったとは思えず、経済的損失・精神的苦痛に対して補償金として、半年分の給料を求めるとしてあっせん申請したもの。</u>
あっせんのポイント・結果	あっせん委員が双方の主張を聴き、当事者間での調整を図ったところ、 <u>解決金として25万円を支払うことで合意し、解決した。</u>

平成23年度の相談、助言・指導、あっせん件数の概要

・総合労働相談件数	110万 9,454 件	(前年度比 1.8%減)
・民事上の個別労働紛争相談件数	25万 6,343 件	(同 3.8%増)
・助言・指導申出件数	9,590 件	(同 24.7%増)
・あっせん申請受理件数	6,510 件	(同 1.9%増)

(1) 民事上の個別労働紛争相談件数、助言・指導申出件数が過去最高

- ・総合労働相談件数は、前年度比で減少したものの、4年連続で100万件を超えて推移しており、高水準を維持している。
- ・民事上の個別労働紛争に係る相談、助言・指導申出件数は、制度施行以来増加傾向にあり、いずれも過去最高を記録した。
- ・あっせん申請受理件数は昨年度と較べて微増した。

(2) 紛争内容は『いじめ・嫌がらせ』が増加するなど、多様化の傾向

- ・『いじめ・嫌がらせ』（※職場のパワーハラスメントに関するものを含む。）などが増加し、『解雇』に関する相談が減少するなど、紛争内容は多様化した。

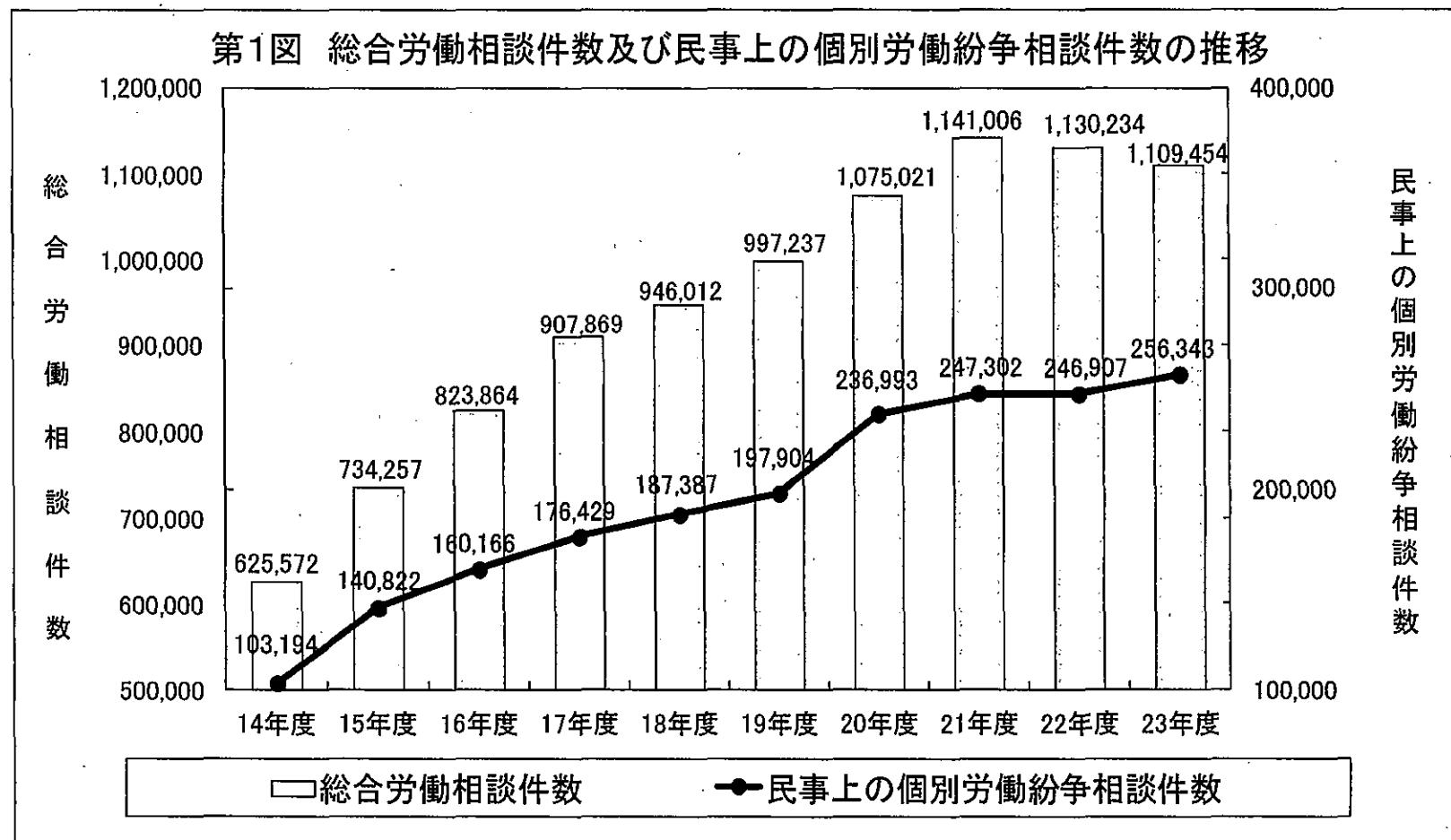
(3) 迅速な手続を実現

- ・助言・指導は1ヶ月以内に96.8%、あっせんは2ヶ月以内に94.5%が手続を終了。

1 相談受付状況（第1図）

総合労働相談件数は、前年度に比べて20,780件（前年度比1.8%減）減少したものの、4年連続で100万件を超える高止まりの状況である。

民事上の個別労働紛争相談件数は、前年度に比べて9,436件（同3.8%増）増加し、過去最高を記録した。



2 民事上の個別労働紛争相談の最近3カ年度の主な紛争の動向

平成23年度の民事上の個別労働紛争相談の内訳は、前年度と比べると、これまで高水準であった『解雇』に関する件数は減少（前年度比3.9%減）し、『いじめ・嫌がらせ』（同16.6%増）、『退職勧奨』（同3.6%増）、『自己都合退職』（同28.1%増）などが増加している。

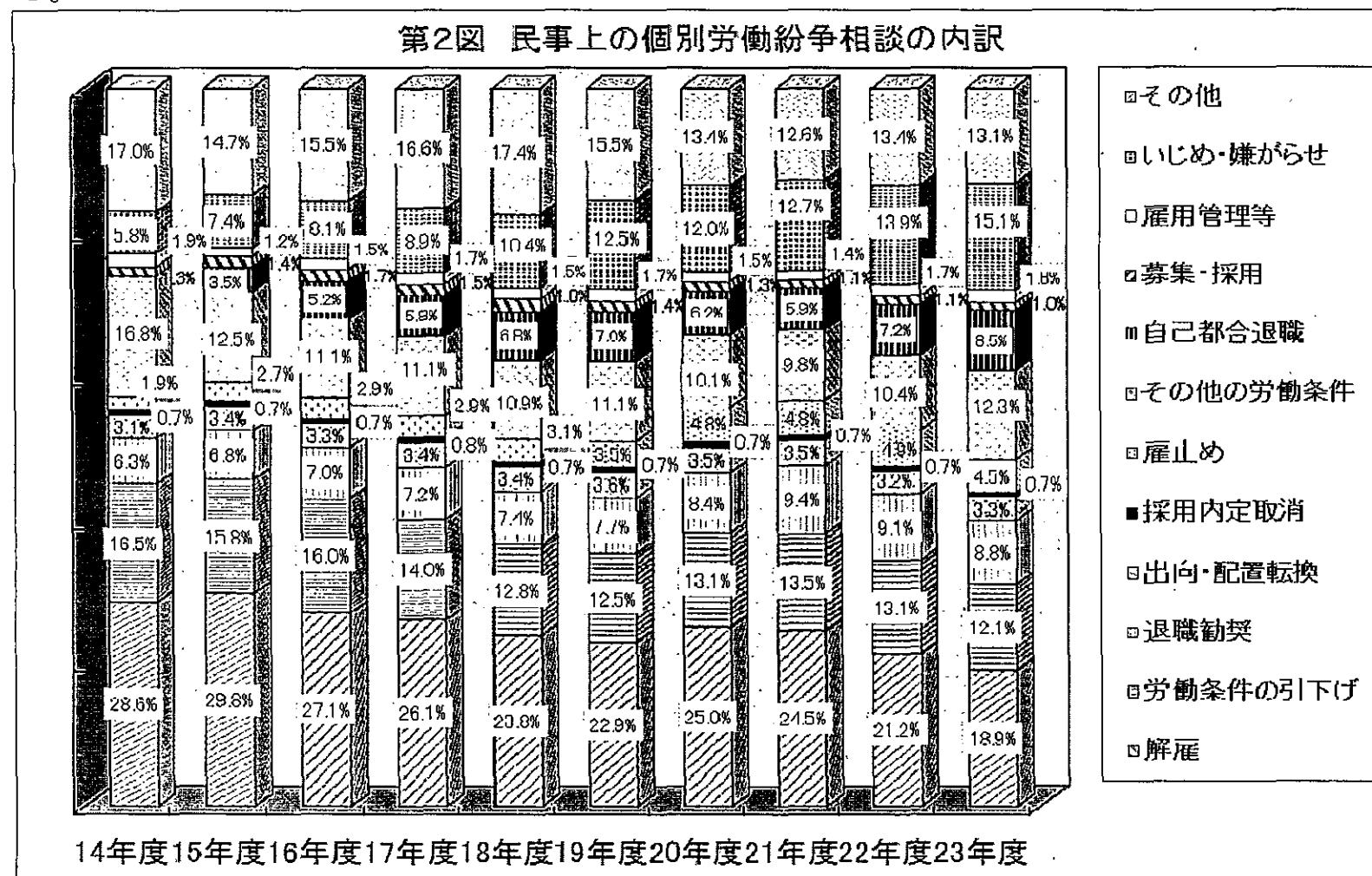
最近3カ年度の主な紛争の動向 (民事上の個別労働紛争に係る相談件数)

	21年度	22年度	23年度
解雇	69,121 (+2.8%)	60,118 (-13.0%)	57,785 (-3.9%)
いじめ・嫌がらせ	35,759 (+10.9%)	39,405 (+10.2%)	45,939 (+16.6%)
労働条件の引下げ	38,131 (+8.3%)	37,210 (-2.4%)	36,849 (-1.0%)
退職勧奨	26,514 (+18.2%)	25,902 (-2.3%)	26,828 (+3.6%)
自己都合退職	16,632 (+0.6%)	20,265 (+21.8%)	25,966 (+28.1%)

※ ()内は対前年度比

3 民事上の個別労働紛争相談の内訳（第2図）

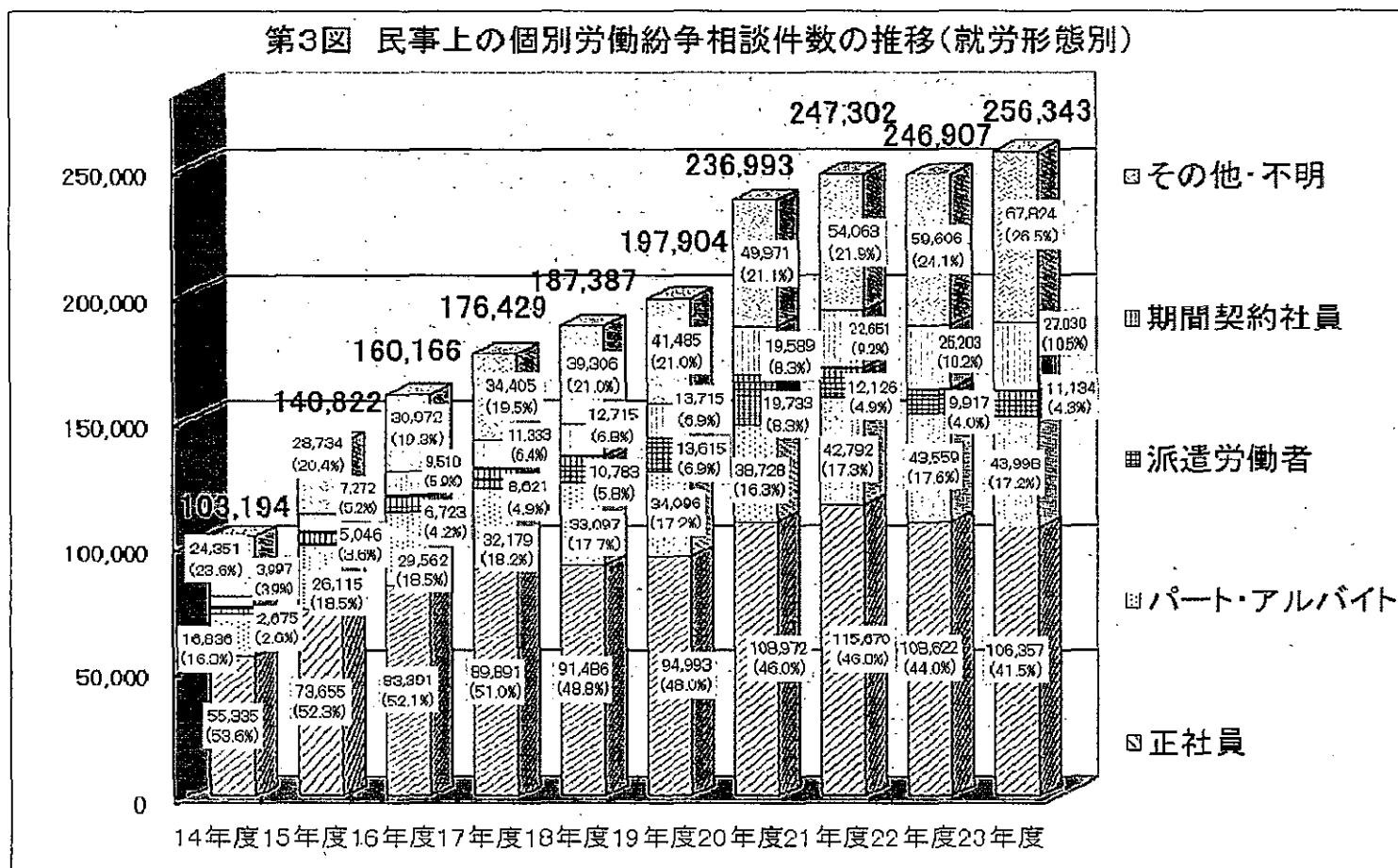
詳細に分類することが困難な『その他の労働条件』が12.3%となるなど、近年、紛争内容が多様化してきている。



※複数に相談内容がまたがっているものは、それぞれで計上している。

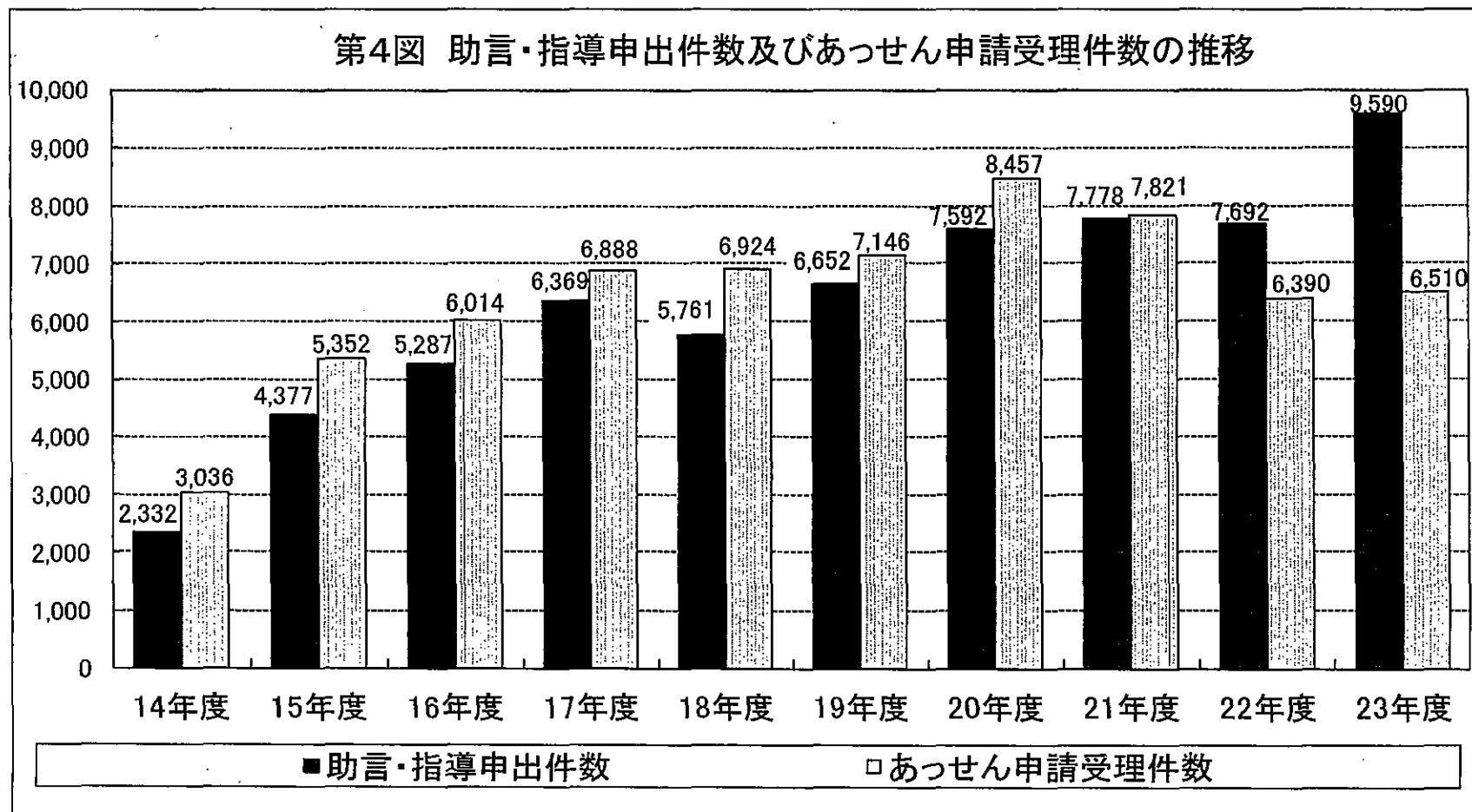
4 民事上の個別労働紛争相談の労働者の就労形態別推移（第3図）

紛争の当事者である労働者の就労形態は、『正社員』が41.5%と最も多く、『パート・アルバイト』が17.2%、『期間契約社員』が10.5%、『派遣労働者』が4.3%となっている。



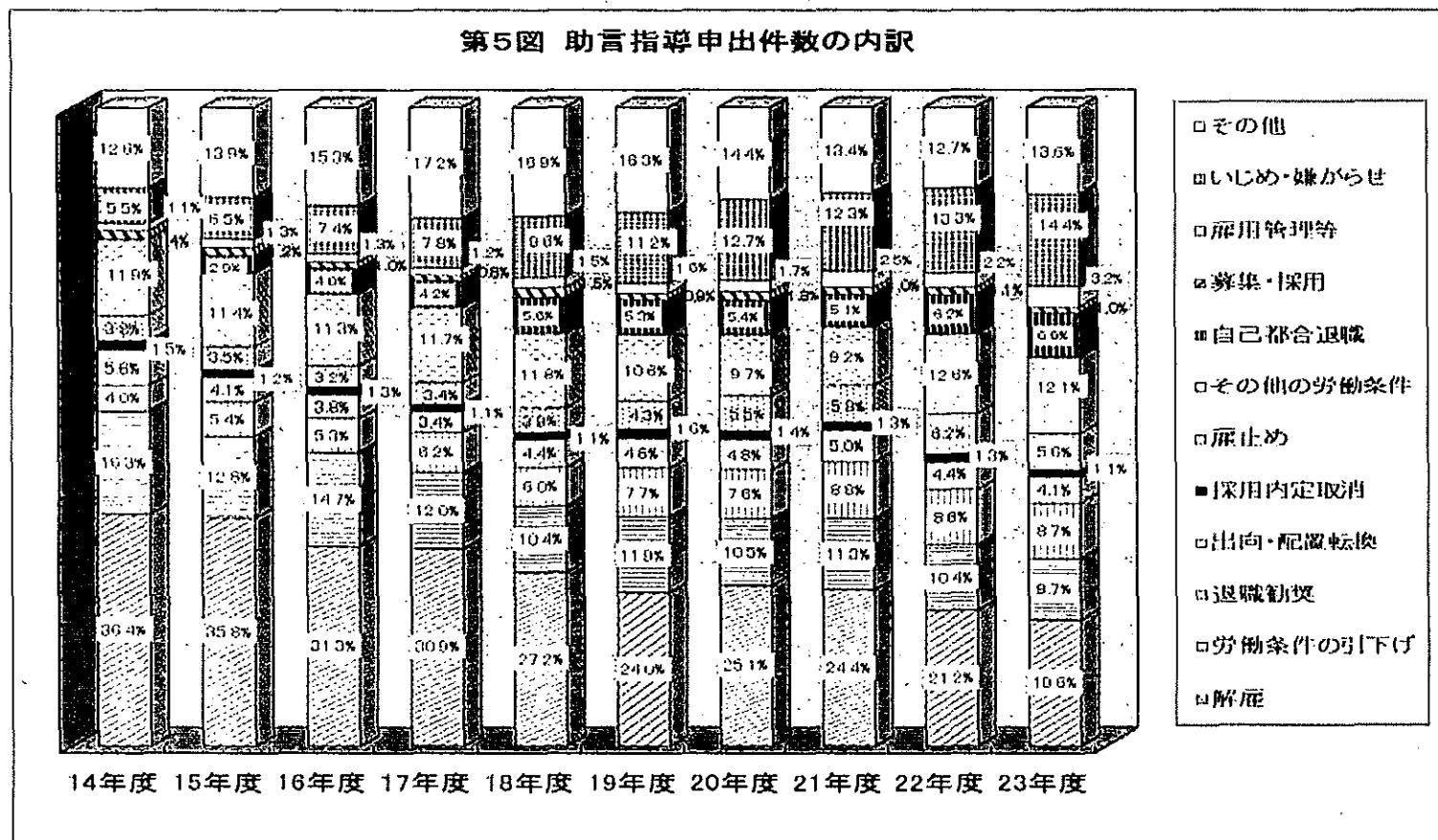
5 都道府県労働局長による助言・指導および紛争調整委員会によるあっせんの状況（第4図）

平成23年度の助言・指導申出受付件数は、前年度に比べて1,898件（前年度比24.7%増）と大幅に増加して過去最高となり、あっせん申請受理件数は、前年度に比べて120件（同1.9%増）増加した。



6 助言・指導申出件数の内訳（第5図）

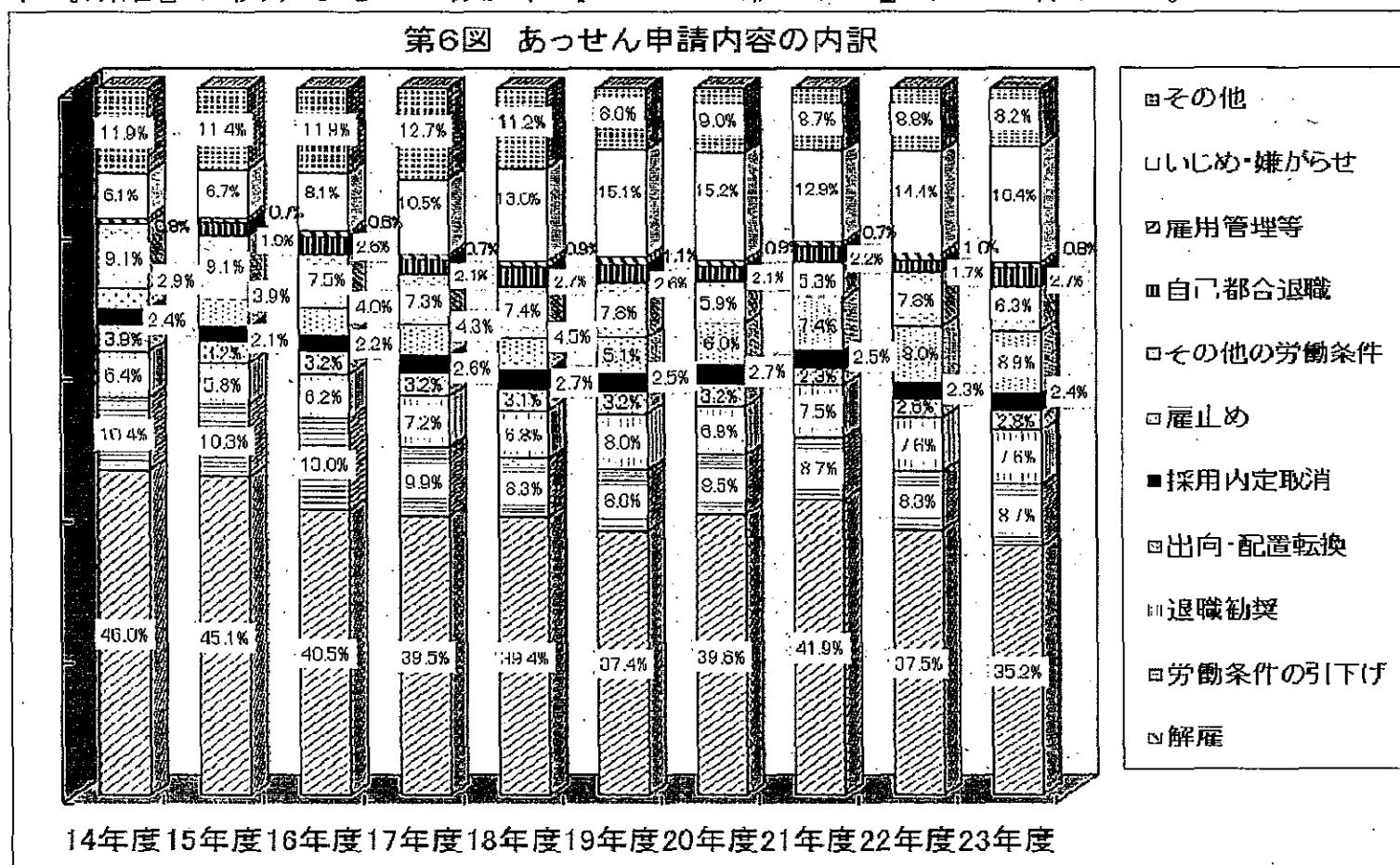
平成23年度の助言・指導申出内容の内訳は、『解雇』に関するものが2,006件（19.6%）と最も多く、次いで『いじめ・嫌がらせ』が1,466件（14.4%）、『労働条件の引下げ』988件（9.7%）と続いており、前年度と比べて、件数は全ての項目で増加している。また、詳細に分類することが困難な『その他の労働条件』は12.1%となるなど、紛争内容は多様化している。



※ 複数にわたる申出はそれぞれ計上している。

7 あっせん申請件数の内訳（第6図）

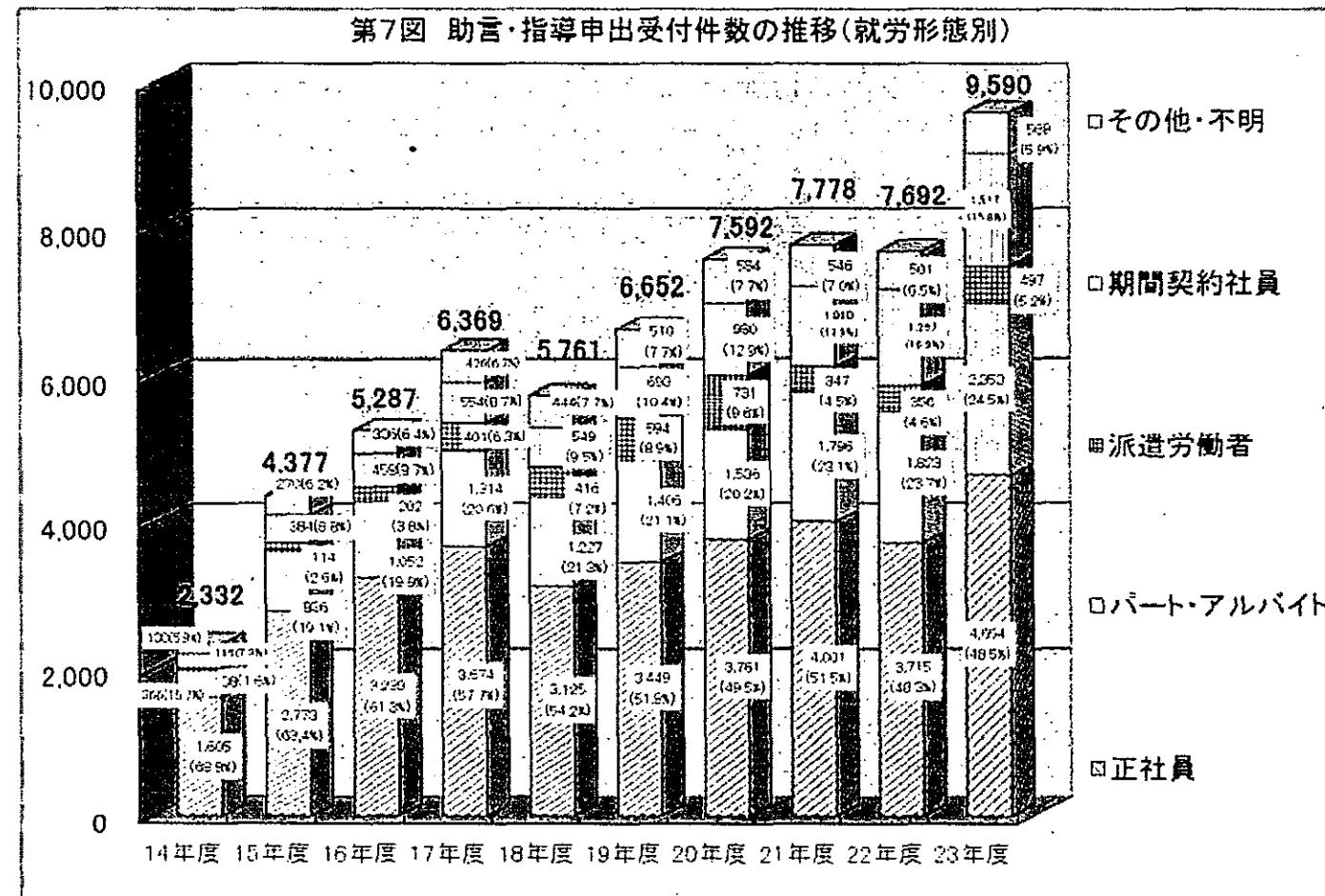
平成23年度のあっせん申請内容の内訳は、『解雇』に関するものが2,415件(35.2%)と最も多く、『いじめ・嫌がらせ』が1,121件(16.4%)、『雇止め』が609件(8.9%)と続いている。申請件数に占める割合としては、『解雇』に関するものが減少、『いじめ・嫌がらせ』などが増加した。



※ 複数にわたる申請はそれぞれ計上している。

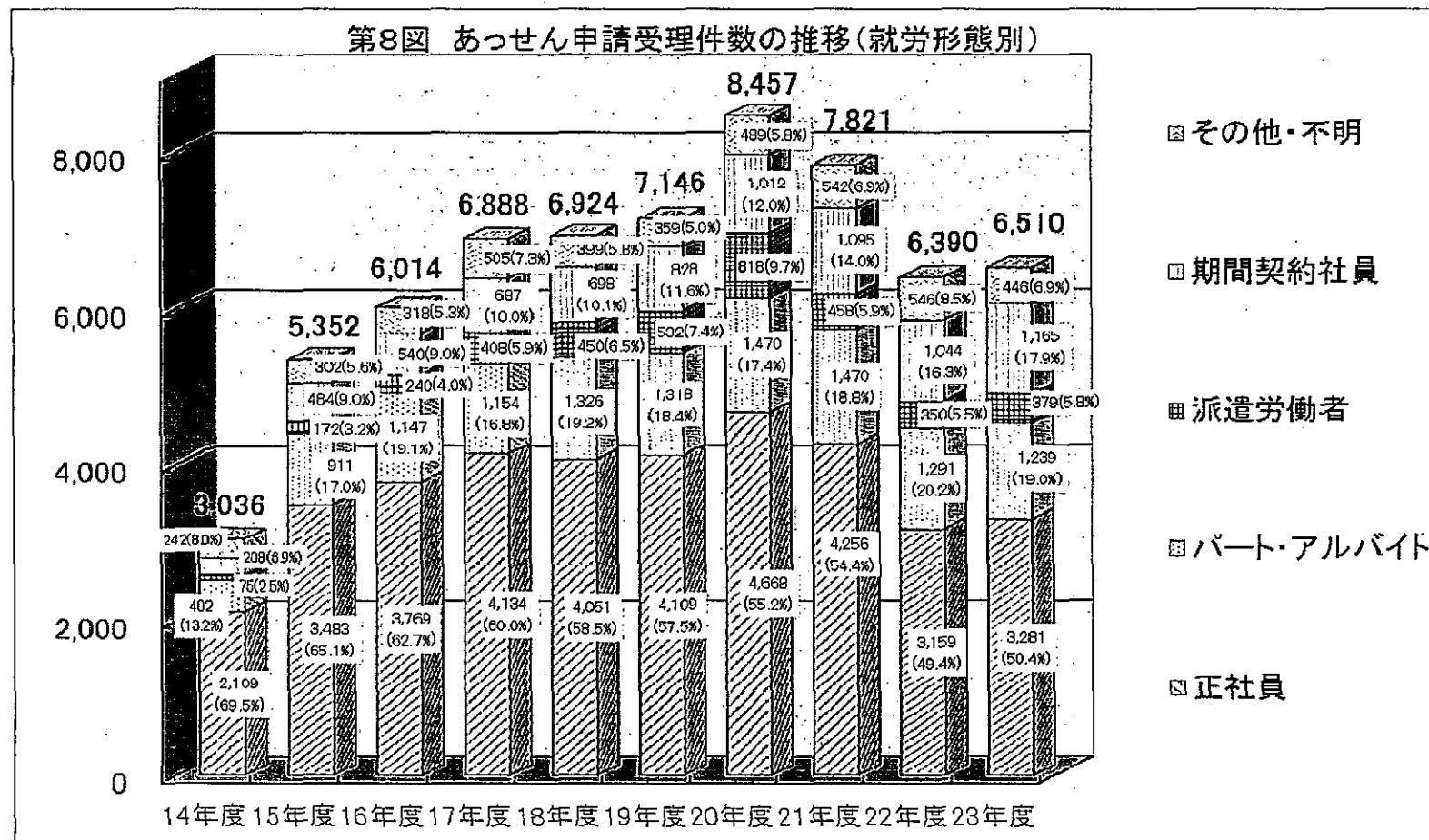
8 助言・指導申出の労働者の就労形態別推移（第7図）

平成23年度の助言・指導申出の労働者の就労状況は、『正社員』が4,654件（48.5%）と最も多く、『パート・アルバイト』が2,353件（24.5%）、『期間契約社員』が1,517件（15.8%）、『派遣労働者』が497件（5.2%）である。



9 あっせん申請の労働者の就労形態別推移 (第8図)

平成23年度のあっせん申請人の労働者の就労状況は、『正社員』が3,281件 (50.4%) と最も多く、『パート・アルバイト』が1,239件 (19.0%) 、『期間契約社員』が1,165件 (17.9%) 、『派遣労働者』が379件 (5.8%) である。



10 迅速な手続の実施について

(1) 助言・指導

平成23年度に助言・指導申出を受け付けたものは、9,590件、手続を終了したものは、9,580件であった。手続を終了した9,580件のうち、9,325件（97.3%）について助言・指導を実施し、また、申出が取り下げられたものは182件（1.9%）、手続が打ち切られたものは47件（0.5%）である。

平成23年度の助言・指導の手続を終了するまでの期間は、1ヶ月以内が96.8%（前年度比0.8%減）であり、概ね1ヶ月以内に手續が終了した。

【助言・指導の手続終了の推移】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1か月以内 (全体の割合)	3,909 (90.1%)	4,957 (93.9%)	6,063 (95.6%)	5,372 (93.4%)	6,295 (95.5%)	7,250 (96.1%)	7,405 (95.6%)	7,490 (97.6%)	9,270 (96.8%)

(2) あっせん

平成23年度にあっせん申請を受理したものは、6,510件、手続きを終了したものは、6,362件であった。手続を終了した6,362件のうち合意が成立したものは2,438件（38.3%）、申請人の都合により取り下げられたものは361件（5.7%）、紛争当事者的一方が手続きに参加しないなどの理由で、あっせんが打ち切られたものは3,550件（55.8%）となつた。

平成23年度のあっせんの手続を終了するまでの期間は1ヶ月以内が54.4%、1ヶ月を超える2ヶ月以内が40.1%であり、2ヶ月以内に終了したものが94.5%（前年度比0.9%増）となっている。

【あっせんの手続終了の推移】

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2ヶ月以内 (全体の割合)	4,706 (92.3%)	5,462 (92.9%)	6,270 (91.4%)	6,396 (94.2%)	6,484 (92.2%)	7,299 (92.2%)	7,325 (90.5%)	6,005 (93.6%)	6,014 (94.5%)

(参考)

平成23年度都道府県別個別労働紛争解決制度の運用状況について

【平成23年4月1日～平成24年3月31日】(件数)

労働局名	総合労働相談	民事上の個別労働紛争相談	助言・指導申出受付	あっせん申請受理
1 北海道	38,808	7,108	234	247
2 青森	10,531	3,013	88	28
3 岩手	11,398	2,396	87	24
4 宮城	22,338	3,320	59	44
5 秋田	8,108	2,540	101	90
6 山形	10,927	2,951	99	105
7 福島	17,206	5,166	47	51
8 茨城	21,909	5,487	195	123
9 栃木	12,352	2,715	149	137
10 群馬	16,797	5,311	108	73
11 埼玉	56,630	12,972	478	316
12 千葉	42,937	6,376	702	213
13 東京	128,401	28,563	520	1,381
14 神奈川	50,973	16,127	221	237
15 新潟	12,015	2,958	115	93
16 富山	9,399	1,631	54	48
17 石川	8,109	2,464	197	50
18 福井	6,987	2,140	102	59
19 山梨	5,690	1,884	55	34
20 長野	18,321	5,350	291	215
21 岐阜	14,696	3,599	111	73
22 静岡	39,122	5,071	330	120
23 愛知	78,116	14,090	625	425
24 三重	14,743	3,962	174	98
25 滋賀	11,161	2,475	157	74
26 京都	32,102	7,394	197	153
27 大阪	117,686	23,275	664	491
28 兵庫	72,689	23,365	962	265
29 奈良	9,047	2,779	117	148
30 和歌山	8,468	1,310	140	53
31 鳥取	4,508	1,141	36	53
32 岡山	4,665	1,144	51	27
33 広島	13,322	2,861	76	83
34 山口	34,260	6,738	197	113
35 徳島	4,413	1,272	140	43
36 香川	11,805	1,627	147	45
37 愛媛	6,950	1,557	59	20
38 高知	11,689	2,428	104	69
39 福岡	3,825	1,097	16	36
40 佐賀	43,371	8,875	505	125
41 長崎	7,642	2,065	70	81
42 熊本	10,025	2,520	129	21
43 大分	11,030	3,897	156	54
44 宮崎	6,435	2,404	88	44
45 鹿児島	8,767	1,797	58	78
46 沖縄	9,347	4,206	113	64
47 計	110,9454	256,343	9,590	6,510